

精神保健福祉法改正（平成26年4月1日施行）

改正の概要

1 精神障害者の医療の提供を確保するための指針の作成

- (1) 精神病床の機能分化に関する事項
- (2) 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項
- (3) 精神障害者に対する医療の提供に当たっての医師、看護師その他の医療従事者と精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門知識を有する者との連携に関する事項
- (4) その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供に関する重要事項

2 保護者制度の廃止

保護者の負担大・高齢化

⇒ 保護者に関する規定・責務規定の削除

3 医療保護入院制度の見直し

医療保護入院の要件

(改正前) 精神保健指定医の診察 + 保護者の同意



(改正後) 精神保健指定医の診察 + 家族等（誰か）の同意

※ 家族等の範囲は従来の保護者になりえる人

（後見人・保佐人、配偶者、親権者、扶養義務者）

※ 同意の効力は入院時のみ という解釈

退院促進へ向けた措置

退院後生活環境相談員の選任

地域援助事業者との連携

医療保護入院者退院支援委員会の設置

4 精神医療審査会の見直し

委員として「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定

（施行は平成28年4月1日）

退院等の請求をできる者として本人とともに家族等を規定

⇒ 家族間で医療保護入院に関する意見が分かれた場合 退院請求制度による調整

○ 市長村長同意の取扱いの変更

(改正前) 保護者がいないとき又は保護者が保護義務を行うことがないときは、市町村長が保護者となる。



(改正後) 家族等がないとき又は家族等の全員が意思表示できないとき、市町村長の同意により医療保護入院させることができる。